

令和元年度第 10 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和元年 8 月 20 日

担当部・課：牡鹿総合支所地域振興課〔内線 256〕

産業部観光課〔内線 3535〕

① 件 名
牡鹿地域拠点エリア観光物産交流施設のテナント区画使用料の減免について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災により、おしかホエールランドや周辺の観光商店街、航路事業所などが被災したことにより、地域の事業者は一時的に仮設店舗での営業や転職を余儀なくされ、牡鹿地域における観光・商業及び離島航路の拠点としての機能が失われた状況となっている。 そのため、牡鹿地域の中心地である鮎川浜に、賑わいを創出し復興の核となるゾーンとして、地域拠点エリア整備計画を策定し事業を進めてきた。</p> <p>【目的】 牡鹿地域の事業者は、未だ経済的体力が回復しておらず、観光物産交流施設テナント内装工事等に保有資金の大部分を使うことから、テナント区画使用料を減免することにより、被災事業者の負担軽減を図り経営の安定化に資する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例（平成 30 年 12 月 21 日石巻市条例第 51 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 30 年 12 月 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例制定（令和元年 9 月 1 日施行） 平成 31 年 3 月 石巻市牡鹿地域拠点エリアの指定管理者を指定</p>
⑤ 主な内容
<p>(1) 減免対象 東日本大震災により被災した市内の事業者又は市長が特に認めた場合 (2) 減免額 1㎡あたり 1 月につき 1,700 円 (土地及び建物の使用料は、防災集団移転事業における移転団地の借地料に準拠し、その算定結果が固定資産税相当（1.4%）となるよう、条例第 8 条別表第 3 に規定する 1 平方メートル 1 月につき 2,210 円から 1,700 円を減額する。） (3) 減免期間 5 年間（令和元年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 牡鹿地域拠点エリア観光物産交流施設のテナント入居者に対し、使用料を減免することにより、事業者の生活の安定と健全な事業運営が図られ、牡鹿地域の賑わい創出が期待される。</p> <p>【財源措置】 減免による影響額 約 7,298 千円／年 ※現計予算で対応 なお、観光物産交流施設の建設財源は復興交付金となっている。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和元年	9月	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例及び施行規則施行 牡鹿地域拠点エリア使用料の減免について告示 牡鹿地域拠点エリア一部供用開始
	10月	石巻市牡鹿地域拠点エリア観光物産交流施設テナント開業
⑨ その他		
観光物産交流施設テナント入店予定事業者数（7事業者） 飲食店：3事業者、物販：1事業者、鯨歯工芸品：1事業者、航路事業者：2事業者		